

新潟県市町村総合事務組合工事及び物品等指名審査会事務処理要領

平成 29 年 4 月 1 日実施

1 趣旨

この要領は、新潟県市町村総合事務組合工事及び物品等指名審査会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第 11 条の規定に基づき、指名審査会の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 指名審査会

- (1) 案件担当者は、契約事務が設置要綱第 4 条各号のいずれかに該当するときは、指名審査会の審議を経なければ当該事務を行ってはならない。
- (2) 案件担当者は、開催日時を調整し、会長がこれを決定する。
- (3) 案件担当者は、設置要綱第 4 条第 1 号に規定する入札に関する事項の場合は、別紙 1「指名候補者名簿・参考見積候補者名簿（兼選定伺）」（以下「指名候補者名簿」という。）を、同条第 2 号に規定する随意契約に関する事項の場合は、別紙 2「随意契約理由・見積依頼候補者（参考見積を含む。）選定理由に関する調書」（以下「随意契約調書」という。）を作成し、指名審査会で説明するとともに、審議内容についても記録しておくものとする。
- (4) 案件担当者は、審査会で委員に配布した指名候補者名簿又は随意契約調書の写し等関係資料を審査会終了後に回収し、当該年度中は保管しておくものとする。
- (5) 案件担当者は、審議案件が採決されたときは、速やかに、当該指名候補者名簿又は随意契約調書について、審査会の決裁を受けなければならない。この場合において、指名候補者名簿における「指名候補者」は「指名業者」と、「参考見積候補者」は「参考見積書徴収業者」と読み替え、随意契約調書における「見積依頼候補者」は「見積依頼業者」と読み替えるものとする。
- (6) 案件担当者は、審査会の決裁を経た指名業者名簿又は随意契約調書を支出負担行為決議書に添付するものとする。
- (7) 案件担当者は、参考見積書を徴取した場合は、当該参考見積書を予定価格書に添付し、予定価格書の専用封筒に入れた上、支出負担行為決議書に添付するものとする。

3 運営

- (1) 設置要綱第 8 条第 1 項に基づき、持ち回りによる審議を認めるときは、指名審査会を開催してあらかじめ当該案件を指定しなければならない。
- (2) 会長は会議の進行を行い、審議について出席者全員の合意が得られるよう努めるものとするが、全員の合意が得られないときは、会長がこれを決定する。

4 公表

- (1) 入札に付した契約に係る結果（以下「入札結果」という。）については、公表するものとする。ただし、次の事項を除く。

- ア 設置要綱第 2 条第 1 号の規定による建設工事及び同条第 2 号の規定による施設修繕で、予定価格が 250 万円以下の競争入札に付した契約に係る入札結果等
 - イ 審査会において、業務運営に著しく支障が生ずる恐れがあることから非公表と決定した契約に係る入札結果等
 - ウ 建設工事及び建設工事における測量、調査、設計等に関する業務委託以外の予定価格
- (2) 入札に伴う指名業者は、入札執行まで非公表とし、指名通知書、仕様書等は郵送によるものとする。
- (3) 入札結果の公表は、次の方法による。
- ア 入札調書の写し（入札執行職員、予定価格、入札書比較予定価格、制限価格、入札書比較制限価格、立会職員欄及び辞退した業者名を黒塗抹消する。以下同じ。）を組合の所定掲示板において閲覧に供する方法
 - イ 入札調書の写しを組合のホームページに掲載する方法
- (4) 入札結果の公表は、入札日から起算して 1 か月間とする。
- 5 その他
- 新潟県市町村総合事務組合工事及び物品等指名審査会事務処理要領（平成 21 年 3 月 1 日実施）は廃止する。